

# 中華人民共和国国務院令

第 732 号

「国務院による行政法規の一部改正及び廃止に関する決定」をここに公布し、公布の日から施行する。

総理 李克強  
2020年11月29日

## 国務院による行政法規の一部改正及び廃止に関する 決定

「中華人民共和国外商投資法」（以下、外商投資法）を貫徹実施するため、国務院は外商投資法と矛盾する行政法規を整理した。整理を経て、国務院は以下を決定した：

一、22の行政法規の一部の条項を改正する。

二、「外国企業又は個人による中国内パートナーシップ企業設立管理弁法」（2009年11月25日、国務院令第567号公布）を廃止する。

本決定は公布日に発効する。

付属書

### 国務院が改正を決定した行政法規

一、・・・（略）・・・

十五、「中華人民共和国技術輸出入管理条例」第二十二條を削除する。

第三十九條を第三十八條に改め、「本条例第三十八條に規定した書類」を「本条例第三十七條に規定した書類」に改める。

十六、・・・（略）・・・

出所：中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト

[https://www.gov.cn/gongbao/content/2020/content\\_5570061.htm?eqid=a1263e9600023a0300000003648bd960](https://www.gov.cn/gongbao/content/2020/content_5570061.htm?eqid=a1263e9600023a0300000003648bd960)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。